

町田市文化財保護審議会からの答申について

2021年2月5日付けで町田市文化財保護審議会へ「町田市文化財保護条例に基づく町田市指定史跡の種別変更及び名称変更について」を諮問し、2021年2月15日に答申をいただきました。概要は、以下のとおりです。

1 諮問事項

「町田市文化財保護条例に基づく町田市指定史跡の種別変更及び名称変更について」

2 答申の内容

市指定史跡「(通称) 鎌倉井戸」の種別を旧跡へ、名称を「伝鎌倉井戸(鎌倉古道推定地)」へ変更。

3 変更の理由

指定種別は伝承に基づいているため、町田市文化財指定・登録基準「第1町田市文化財指定基準 6 町田市指定旧跡(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの」に該当し、史跡よりも旧跡が妥当である。

指定名称は、伝承に基づいているため「(通称) 鎌倉井戸」よりも「伝鎌倉井戸」がふさわしい。また、鎌倉井戸の由来が近世以降に鎌倉へ通じる道と認識された道の付近にある井戸であることから(鎌倉古道推定地)を付け加えることが望ましい。

2021年2月15日

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一 様

町田市文化財保護審議会
会長 浜田 弘明



町田市文化財保護条例に基づく町田市指定史跡の種別変更及び
名称変更について（答申）

2021年2月5日付け20町教生総第474号で諮問のありました「町田市文化財保護条例に基づく町田市指定史跡の種別変更及び名称変更」につきましては、2021年2月12日開催の町田市文化財保護審議会において審議した結果、下記のとおり変更が妥当である旨決しましたので答申いたします。

記

- ・資料名 市指定史跡「(通称) 鎌倉井戸」
- ・変更内容 種別を旧跡へ、名称を「伝鎌倉井戸(鎌倉古道推定地)」へ変更。
なお、指定調書については別添のとおりです。



伝鎌倉井戸(鎌倉古道推定地)

種別:町田市指定旧跡

所在地:町田市山崎町 1050 番 3 付近

土地所有者:個人

年代:不明

沿革:市指定史跡「(通称)鎌倉井戸」(昭和 54 年 9 月 20 日指定)より、令和 3 年 3 月に市指定旧跡「伝鎌倉井戸(鎌倉古道推定地)」へ変更予定

・指定種別の変更 変更前:史跡

変更後:旧跡

・指定名称の変更 変更前:(通称)鎌倉井戸

変更後:伝鎌倉井戸(鎌倉古道推定地)

概要:

七国山の頂上付近には鎌倉時代から続くとされる「鎌倉井戸」と呼ばれる古井戸があり、元弘 3 年(1333 年)、新田義貞が鎌倉攻めに際して軍馬に水を与えた場所との伝承がある。井戸の脇を通る道の周辺には掘割状の遺構が残り、古道の面影をよく伝えている。この道は天和 2 年(1682 年)に描かれた「野津田村絵図」に「是ハ府中より鎌倉え通申道」と記載されたルート上に比定されるため、近世には鎌倉道として認識されていたことがわかる。

鎌倉古道とは幕府のおかれた鎌倉と関東各地を結んだとされる道路網の総称であり、町田市には上道と呼ばれる主要道路が通っていたと考えられている。また、鎌倉時代に編まれた『宴曲抄』の中には、鎌倉から善光寺までのルートが記されており、その中の「井手の沢」は本町田の菅原神社付近に、「小山田の里」は小野路町の小野路宿に、それぞれ推定されている。「鎌倉井戸」はこの菅原神社と小野路宿の中間にあるため、近世に鎌倉道として認識されていた場所の傍らの井戸をいつしか新田義貞の事績と結びつけて、中世を想起させる名称がつけられるようになったのであろう。なお現在、井戸は埋もれているが、昭和 50 年代頃まで湧水が認められた。

変更理由:

史跡指定時の説明が新田義貞の伝承に基づいているため、町田市文化財指定・登録基準「第 1 町田市文化財指定基準 6 町田市指定旧跡(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの」に該当し、史跡よりも旧跡としての指定が妥当である。

名称についても伝承に基づいているため、「(通称)鎌倉井戸」よりも「伝鎌倉井戸」がふさわしい。町田市内には、鎌倉時代の鎌倉古道と想定されている場所が数多くあるが、いずれも確認されている資料などから断定することは難しい。「鎌倉井戸」は近世以降に鎌倉道と認識された道の傍らにあることから、鎌倉時代まで遡る井戸とされ名づけられたと考えられる。さらに近世の絵図の記載からも、名称に「鎌倉古道推定地」を付け加えることが望ましい。



「鎌倉井戸」